

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成23年2月10日(2011.2.10)

【公表番号】特表2009-528344(P2009-528344A)

【公表日】平成21年8月6日(2009.8.6)

【年通号数】公開・登録公報2009-031

【出願番号】特願2008-557232(P2008-557232)

【国際特許分類】

| | |
|----------------|-----------|
| C 07 D 401/04 | (2006.01) |
| A 61 K 31/5377 | (2006.01) |
| A 61 P 43/00 | (2006.01) |
| A 61 P 25/28 | (2006.01) |
| A 61 P 25/16 | (2006.01) |
| A 61 P 25/14 | (2006.01) |
| A 61 P 21/04 | (2006.01) |
| A 61 P 25/18 | (2006.01) |
| A 61 P 25/24 | (2006.01) |
| A 61 P 3/10 | (2006.01) |
| A 61 P 17/14 | (2006.01) |
| A 61 P 29/00 | (2006.01) |
| A 61 P 19/08 | (2006.01) |
| A 61 P 19/10 | (2006.01) |
| A 61 P 31/00 | (2006.01) |

【F I】

| | |
|----------------|-------|
| C 07 D 401/04 | C S P |
| A 61 K 31/5377 | |
| A 61 P 43/00 | 1 1 1 |
| A 61 P 25/28 | |
| A 61 P 25/16 | |
| A 61 P 25/14 | |
| A 61 P 21/04 | |
| A 61 P 25/18 | |
| A 61 P 25/24 | |
| A 61 P 3/10 | |
| A 61 P 17/14 | |
| A 61 P 29/00 | |
| A 61 P 19/08 | |
| A 61 P 19/10 | |
| A 61 P 31/00 | |

【手続補正書】

【提出日】平成22年1月5日(2010.1.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

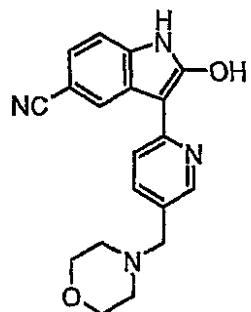
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

メシレート、エシレート、エジシル酸塩、リン酸塩、フマル酸塩又はマレイイン酸塩である、式(I)

【化1】



(I)

の化合物の薬学的に許容しうる塩。

【請求項2】

2-ヒドロキシ-3-[5-(モルホリン-4-イルメチル)ピリジン-2-イル]1H-インドール-5-カルボニトリル メシレートである、請求項1に記載の薬学的に許容しうる塩。

【請求項3】

X線粉末回折により12.7(vs)、6.4(s)、4.53(m)、4.09(s)及び3.33(s) のd値及び相対強度を特徴とする、請求項2に記載の塩。

【請求項4】

実質的に結晶形態である、請求項1～3のいずれか1項に記載の塩。

【請求項5】

2-ヒドロキシ-3-[5-(モルホリン-4-イルメチル)ピリジン-2-イル]1H-インドール-5-カルボニトリル エシレートである、請求項1に記載の薬学的に許容しうる塩。

【請求項6】

X線粉末回折により12.6(s)、6.3(m)、4.47(m)、4.16(s)、4.12(s)、及び3.41(s) のd値及び相対強度を特徴とする、請求項5に記載の塩。

【請求項7】

実質的に結晶形態である、請求項1、5、6のいずれか1項に記載の塩。

【請求項8】

2-ヒドロキシ-3-[5-(モルホリン-4-イルメチル)ピリジン-2-イル]1H-インドール-5-カルボニトリル エジシル酸塩である、請求項1に記載の薬学的に許容しうる塩。

【請求項9】

X線粉末回折により15.3(s)、11.3(m)、5.6(s)、4.32(s)、4.12(s)及び4.08(s) のd値及び相対強度を特徴とする、請求項8に記載の塩。

【請求項10】

実質的に結晶形態である、請求項1、8、9のいずれか1項に記載の塩。

【請求項11】

2-ヒドロキシ-3-[5-(モルホリン-4-イルメチル)ピリジン-2-イル]1H-インドール-5-カルボニトリル リン酸塩である、請求項1に記載の薬学的に許容しうる塩。

【請求項12】

X線粉末回折により15.2(m)、7.6(w)、5.1(w)及び4.12(vw) のd値及び相対強度を特徴とする、請求項11に記載の塩。

【請求項13】

実質的に結晶形態である、請求項1、11、12のいずれか1項に記載の塩。

【請求項14】

2-ヒドロキシ-3-[5-(モルホリン-4-イルメチル)ピリジン-2-イル]1H-インド

ール - 5 - カルボニトリル フマル酸塩である、請求項 1 に記載の薬学的に許容しうる塩。

【請求項 15】

X 線粉末回折により 16.5(m)、13.1(m)、12.7(m)、6.8(m) 及び 3.26(s) の d 値及び相対強度を特徴とする、請求項 14 に記載の塩。

【請求項 16】

実質的に結晶形態である、請求項 1、14、15 のいずれか 1 項に記載の塩。

【請求項 17】

2 - ヒドロキシ - 3 - [5 - (モルホリン - 4 - イルメチル)ピリジン - 2 - イル]1H - インドール - 5 - カルボニトリル マレイン酸塩である、請求項 1 に記載の薬学的に許容しうる塩。

【請求項 18】

X 線粉末回折により 12.7(s)、6.8(s)、6.1(m)、4.58(s) 及び 3.05(m) の d 値及び相対強度を特徴とする、請求項 17 に記載の塩。

【請求項 19】

実質的に結晶形態である、請求項 1、17、18 のいずれか 1 項に記載の塩。

【請求項 20】

活性成分として治療有効量の請求項 1 ~ 19 のいずれか 1 項に記載の塩を、場合により希釈剤、賦形剤又は不活性担体と共に含む、医薬製剤。

【請求項 21】

治療における使用のための、請求項 1 ~ 19 のいずれか 1 項に規定される塩。

【請求項 22】

認知障害、痴呆、統合失調症における認知的欠陥(CDS)、軽度認知機能障害(MCI)、加齢に伴う記憶障害(AAMI)、加齢性認知機能低下(ARCD)又は痴呆のない認知機能障害(CIND)、前頭側頭型痴呆(FTD)、前頭側頭型痴呆パーキンソン型(FTDP)、進行性核上性麻痺(PSP)、ピック病、ニーマン - ピック病、皮質基底核変性、外傷性脳損傷(TBI)又はボクサー痴呆、アルツハイマー病(AD)、ダウン症候群、血管性痴呆、パーキンソン病(PD)、脳炎後パーキンソン症候群、レビィー体を伴う痴呆、HIV痴呆、ハンティングトン病、筋萎縮性側索硬化症(ALS)、運動ニューロン疾患(MND)、クロイツフェルト・ヤコブ病又はブリオン病、注意欠陥障害(ADD)、注意欠陥過活動性障害(ADHD)又は情動障害、躁的興奮、双極性うつ病、双極性維持を含む双極性障害、抑うつ、大うつ病、気分安定を含む大うつ病性障害(MDD)、統合失調症を含む統合失調性感情障害、又は気分変調の予防及び / 又は処置における、請求項 1 ~ 19 のいずれか 1 項に規定される塩の使用。

【請求項 23】

疾患がアルツハイマー病である、請求項 22 に記載の使用。